

方觀承とその時代

——乾隆期における一知識人官僚の生涯——

黨 武 彦

はじめに

本稿は、中国前近代の知識人の存在形態の一事例として、清代康熙期に生まれ、乾隆期に漢人の地方行政官として多くの事績を残した方觀承という人物を採り上げる。清代において、漢人知識人は科擧を通じて任官するのが通例であった。しかし、彼は「布衣」からいきなり任官して、ついには太子太保直隸總督にまで累進し、その職務を約二十年務めた。安定期である清朝中期においては類例をみないその特異な経歴について、その背景を詳細にみていき、当時の知識人のあり方の一端をあきらかにすることによって、特に宋代以降、士大夫・知識人が文官として広大な領域の支配を行った中国のもつ個性の理解を可能にできないかと考える。

また、本稿では、方觀承の生涯を追いつつ、彼の後半生が乾隆前半期の行政官であったことから、この時期の清

朝の政治と行政という視点からの事例分析を、全体の基軸となる論点としたい。従来、乾隆期の政治状況については、特に日本の研究において、必ずしも明らかにされているとはいえない。確かに「乾隆盛世」といえば、世に膾炙した表現ではある。しかし、「康熙の寛容と雍正の厳格の折衷」「南巡・外征による浪費」、「四庫全書」編纂と「思想統制」―後期の政治の弛緩と和珅の専横―といった事実が並べられるだけで、それ以上の考察が進められてはいないのでないか。⁽¹⁾ 本稿でも、特に乾隆十年代から三十年代までにかけての政治状況・政治過程・行政のあり方はいかなるものであったのか、という点に常に考察を加え、単なる個人の事績紹介に終始しないように、以下の叙述を進めていきたい。

一 方觀承の出自と幼少く青年時代

康熙三十七（一六九八）年、清朝はすでに三藩の乱を鎮圧、台湾の鄭氏政權を滅ぼし、その中国本土支配は安定期を迎えていた。この年の八月十日（西曆九月十三日）、京師近郊直隸省の通州において方觀承は生まれた。⁽²⁾ 字は遐谷。号は宜田・門亭。本籍は安徽省桐城県で、いわゆる桐城方氏の一族である。曾祖父は方玄成、⁽³⁾ 祖父は方登嶧、父は方式濟。⁽⁴⁾ 祖父等とともに幼少期より南京に僑居していた。

康熙四十九（一七一〇）年、満十二才の時に、祖父・父が文字の獄の一つである戴名世の南山集の獄に連座し、康熙五十二年には黒龍江に流刑となった。⁽⁵⁾ まだ少年であった方觀承は当初南京の清涼山寺に寄食せざるをえなかったが、該寺の僧は彼の非凡さを認識して厚遇したという。⁽⁶⁾ その冬、方觀承は兄觀永とともに南京を離れ北上し山海関を出て康熙五十四年に祖父達の流刑地である卜魁（現齊齊哈爾）に至り、ともに生活をする。ここでは読書と詩

作の他に自ら鋤をもって耕作した。しばらくして扶養の費用を補うため兄弟は卜魁を離れ奉天督学の幕友となるなどした。⁽⁹⁾ 康熙五十六年の祖父・父の没後、益々困窮し、南北各地の往来遍歴を重ねることとなる。⁽¹⁰⁾ しかし、この経験により「南北の阨塞及び民情土俗の宜とする所」⁽¹¹⁾ 「天下の利病・人情風俗の当に設施すべき所」⁽¹²⁾ を知ったという。文字通り受け止めるならば、この南北往来の経験がのちの行政官としての事績につながったということであろう。

この南北往来時のいくつかのエピソードは筆記に散見する。南北徒歩の様子を描いた「車笠之交」⁽¹³⁾、また少年時代の困窮の様子、その時出会った庶民や僧との交流、⁽¹⁴⁾ さらには平郡王との出会いについての逸話は、複数の野史に掲載されている。その原典となったのは、江蘇省宝応の人である朱彬の「方恪敏公軼事」である。以下興味深い内容を含むので煩をいとわず訳出する。

「私（朱彬、字は武曹）の同郷である喬堅が北京に戻ろうとしていたとき、保定に立ち寄った。当時の直隸総督は方観承であった。喬堅は方観承の甥であり、方観承は喬堅を総督署に何日か宿泊させた。ある夜酒席で喬堅は失意の様をあらわにして、何度科挙に挑戦しても志を得ないことを嘆いた。その時方観承は『君はものが食べられないときがあったか』と言ったので喬堅は『ありません』と答えた。また、『着るものがなくて寒さに震えたことあるか』と問うた。喬堅は『それもあります』と答えた。

方観承は笑って『ああ、それならどうして憂慮すべきことがあろうか。私が以前困窮しているとき、京師に行こうとしたが、途中江蘇の宝応に至って金がなくなりました。年はまさに暮れんとするときで、寒風吹きすさぶなか、たった一着の破れた長袍をきているだけで、履き物も前後が破れていた。君の母（喬堅の母）にお金を借りて北上の旅をつづけようと、やっと門に至ったところ、門番の僕人達は衣冠ともに整っており、門の両わきに列び座っていた。私はしばらく迷ったが意を決して門に入ろうとした。すると門僕の一人が私に『おまえは何をしに来

たのだ』と詰問したので『親戚を訪ねにきたのだ』と言った。門僕は笑って『どこにおまえのような親戚がいようか。なかにはいつて何か盗もうとしているのだらう』と言った。あらためて自分の様子を見るとまさに乞食のようで、君の母親に会いに来たのだと言おうとしたが、そのことで君の母にやっかいをかけるのを恐れて、ついに立ち去ることにした。

そこでぶらぶらと歩き東に曲がり西に曲がり、一里ばかり歩くと、盧家巷というところに至った。巷の門から南北に大通りをなし、商人達でにぎわっていたが、その中に一軒の肉屋があった。肉屋は肉を切るたびに隣近所の店に頼んで数を記録させたが、何度も何度も行き来するので店を出している者たちはとてもいやがっていた。私が柱にもたれて笑ってみていると、肉屋は『おまえは何者だ。字を書くのは肉を切るようなわけにはいかないのだ』と言った。私は拱手して『あなたを嘲笑しているわけではありません。あなたが苦しんでいるのを見ておりました。私は字を知っておりますので、もしあなたさえよければ代わりに労をなすことができます』と言うと、肉屋は喜んで『なんとあなたは字を書くことができるのか』と言った。そして紙と筆を借りて机に置いた。肉屋が肉を切つて重さを量ると、口頭で数を言った。私は筆を奮つてそれを書くとしばらくして数十枚になった。肉屋は笑つて『あなたが字を書くのは私が肉を切るのよりはるかに速い』と言った。日が暮れる頃になり、肉屋は売れ残りを担いで行こうとしたとき、私を顧みて『あなたは食事がまだでしょう。私の家においで下さい』と言った。私は肉屋についていって数百歩すすむと、門は河畔に臨み、茅葺きの三間の家だった。十八く九の娘が門に迎えに来た。肉屋は妻を呼び『お客さんを招いたので早く食事にしろ』と言った。私はその姓を尋ね胡姓であることを知った。彼もまた私の身の上を問い返したところ、『縉紳官家のご出身であったのか』と嘆息した。私を上座にすえ、しばらくして一壺の酒を持ってきて、娘に命じて温めさせた。明かりをもってきて妻と娘も席をともにした。そして『幸い

あなたはうちに馴染んでいただけたようだ。私は古い、息子もいません。もうすぐ正月でも忙しいが手伝ってくれる仲間もいません。もし留まって年を越してから出発していただけたら、十分な御礼をしたいのですが」と言ったので、私は『私は困窮してどうしようもない状態です。あなたが私を留めていただければ幸いなることです』と応えた。肉屋は大いに喜び、壺の中の漬け物を肴にし、肉を切り分けては大皿に盛って喰らった。この時の酒の楽しさは今こうやって畿輔を治めていることよりもはるかに愉快なことであった。食事が終わると門の扉を寝床とし、草のむしろを上にして布で覆い、そこで寝た。肉屋は翌朝、夜が明けようとするときに私を起こした。そして数を記して記帳することが日課となった。大晦日、肉屋は初めの日のように酒の席を用意した。

元日、私が起きて服を着てみると、もとの服ではなく、青い布の新しい上着で、肌着と綿入れズボンのうちも外もきれいに整えられ、さらには靴下と靴も用意されていた。私は驚いて拝謝した。肉屋は笑って『あなたはこれから官になられるお方、このようなつまらないものはもの数には入りません』と言った。年あけて五日後、私が出発しようとする時、『今は元宵節にむけてとてもにぎやかで混雑しています。よかつたら十数日出発を延期されませんか』と言った。私はとても感激し、その言葉に従った。望日の後、出発しようすると、肉屋は『もとよりあなたをお留めすることはできないことは承知しておりました』と言って、また酒の席をもうけ、饞とした。翌日私に袋をひとつ与え、布団と四千文の銅銭をこれに納めた。私を川辺に送り、私が跪拝すると、肉屋もまた跪拝した。船が山東に至ったときには、残りの銭は数百文になっていたが、北から来た過去の知人が一銭も持っていなかった。ので、半分与えた。

その後皇帝の聖恩により、今の私があるが、これは皆胡さんの御陰である。その後、直隸布政使になったとき、人を遣わして千金をもって彼の徳に報いようとした。また、使いの者には『もしおこしいただけるのなら、輿と馬

を用意して総督署にお迎えするように」と念を押した。使いが盧家巷の門巷に至ったが、そこはすでにさびれていて、胡夫婦はすでに亡くなっていた。娘が誰に嫁ぎ、その後どうなったかもわからなかった。方観承はここまで話すとき涙を流した。座客はみな容を正し、喬堅ははっと我にかえり自分の至らなさを悟った。⁽¹⁵⁾

以上は、少年時代の苦勞話であるが、祖父と父が流罪になったときに十二才であった方観承は、すでに知識人の家、さらに詩人輩出の家の出身者として、一通りの学習を終え、基本的な古典や詩文作成の教養は身につけていたと考えられる。それゆえに、外見はともかく、その教養を知った肉屋からは知識人としての待遇をうけ、さらに、その境遇と出身を聞いた肉屋は、縉紳官家出身者であることを彼の属性として認めている。恐らくは「氣」の連続として観念される人格の連続性（官であった祖父たちの人格の連続性）を想念したのであろう。一方、方観承自らは「罪人の子」、つまり賤視されるべき人間の子であると自認している。⁽¹⁶⁾ 当時の社会においては賤視される側である門閥から相手にされず、また、必ずしも賤視されるものではなかったが、捐考の対象外とされていた、つまり官界への門戸を閉ざされていた屠戸に助けられる。（よく知られている『儒林外史』第三回で举人合格の報を聞いて錯乱した范進を殴ったのはやはり肉屋であった）良くできた舞台装置でのこの逸話は、社会の流動性と士としての「身分」の連続性の微妙なバランスの上に置かれた方観承の状況を見事に表現している。⁽¹⁷⁾

同時にこの話の明示された主題は、不遇をかこつ知識人への教訓話である。荆棘の道で不平を抱いていた、科挙に失敗し続ける知識人に対しても、一つのカタルシスを与える物語であったと思われる。⁽¹⁸⁾

方観承は書（特に行書）に優れ、詩に巧みで、さらに騎射を善くした。そのことは、多くの筆記に述べられている。詩については、筆者には巧みかどうかを判定する力はない。ここでは同時代の評価を一つ、現代の評価を一つ紹介することによりその責を塞ぎたい。同時代（嘉慶期）の評価は姚鼎のもので、「若くして四方に奔走し発言は

悲壯、皇帝から恩遇を受けてから叙述が温雅といった作風の変化があったことは、清代の有数の詩人査慎行に比すべきであるが、しかし査慎行がただ恩遇を称揚しただけであるのに対して、方觀承の詩作は恩遇を受けた後にも『忠愍感奮の志、憂愍篤至の忱』があり、むしろ唐の張九齡に比すべきである⁽²⁰⁾。現代の評価としては、『辺塞の詩の中では、山川景物・風土人情・物産気象とも情景がありありとうかぶがごとく詳細に描かれ、その筆力は重厚で人の魄を動かすものである』というものがある⁽²¹⁾。少年時代は楚詩を愛読し、『離騷』を愛読するのは便ち不祥である』と自ら言っていた⁽²²⁾。任官するまでの少年時代から三十歳前半まで、方觀承は洞庭・泰山・開封・杭州など各地を遍歴し、多くの詩作・詩集を残した⁽²³⁾。

二 官歴と事績

(一) 布衣より起家す

さて、自ら「罪人の子」と称し、通常であれば官途に着くことは困難であった方觀承であるが、雍正九（一七三二）年、満三十三歳のときに転機が訪れる。この年、族人の推薦により平郡王福彭の藩邸に入っていたが、平郡王は觀承の才能を見ぬきすでに親交を深めていた⁽²⁴⁾。翌十年雍正帝によるジュンガル遠征が行われた際、將軍となった平郡王の記室（秘書）となった。十一年七月には布衣をもって雍正帝に召見され、内閣中書舎人銜を恩授される。この遠征従軍時の記録が『従軍雜記』⁽²⁵⁾である。遠征が終わると、雍正十三年、軍功により内閣中書（從七品）を授される。学位は監生として処遇された。田文鏡・李衛・鄂爾泰の例によって知られているように、科擧にとらわれない雍正帝の人材起用の事例であり、⁽²⁶⁾のちの実務を誠実にこなしていくという彼の業績をみると結果的に雍正帝

の考えにかなう人材起用であったといえる。ただ、学術見識による布衣からの任用などはしばしばみられたが、行
政官候補としての布衣からの任官は類例の極めて少ない事例であろう。⁽²⁷⁾

乾隆元（一七三六）年、恩科である博学鴻詞に詹事の王奕清により推薦されたが、たまたま監試となった平郡王
の後ろ盾において学位を得ることを潔しとせず⁽²⁸⁾に辞退する。この年内閣侍読行走（正六品）に昇格する。

乾隆二年十二月軍機処章京に任ぜられる⁽²⁹⁾。軍機処は乾隆帝即位後一旦廃止されるが、これは雍正帝の遺命の大臣
を尊重する服喪の意と解してよいであろう。乾隆二年の軍機処の復活後、乾隆帝親政の第二段階に入った。この時
期の特徴は言路が開かれ、アジェンダつまり政策課題について、言官以外からもかなり自由な意見が提出されたこ
とである。⁽³⁰⁾（なお第三段階は鄂爾泰・張廷玉の引退後、第四段階は孫嘉淦偽奏稿事件以後和珅の登場までを想定す
る）方観承はまさにこの時軍機章京となった。周知のごとく、この職は古典的教養よりも事務処理能力が要求され
る職であり、方観承がいち早くその方面の才覚を認められていたことになる。乾隆三年兵部主事（正六品）になり、
のち時期不明であるが吏部郎中（正六品）に任ぜられる。おそらく一貫して軍機章京であったと思われるので、政
治の中樞に近いところに位置し、清朝の政治課題がなんであるのか、またその処理にあたっての行政手法について
学習することができたであろう。⁽³¹⁾この間の具体的事績は不明であるが、唯一、乾隆六年十一月、高斌が永定河調査
に赴いたときに随行していることがわかる。⁽³²⁾この時の官は吏部員外郎（従五品）であった。⁽³³⁾

（二）道員から監司

七年七月直隸清河道（正四品あるいは従四品⁽³⁴⁾）となり、これより彼の地方官としての履歴が始まる。清河道は保
定・正定の二府、および遵化・冀州・趙州・深州・定州・易州の各直隸州を管轄する分巡道であると同時に直隸河

道総督に隸し、猪龍・拒馬・滹沱の諸河および東西淀を管轄する河官でもある。この年の十二月、署総督吏部尚書史貽直が永定河の河工について乾隆帝に指示を仰いだ際、乾隆帝は史貽直の奏に対する旨において、「永定河は実
に緊要に関わる。卿は明春において方観承と協同して、詳酌してこれを為せ。此の人想うに河務に宜なり。其の穿
鑿せずして亦た条理有るなり」と言っており、この時点では河務に関する実績が少なかったにもかかわらず、「こ
の人想うに河務に宜なり」として、その能力が河務に適している「可能性」を示唆している。先述の高斌の永定河
河工視察の随行等で、その能力の一端が評価されていたのであろう。⁽³⁶⁾

清河道任内、彼は乾隆八年六月にはじまった直隸省二十七州県の干ばつによる流民への賑恤の実質的業務遂行者
としての事跡を残している。⁽³⁷⁾この時の方観承の行動については、現地に調査に赴き、過去の賑恤の事例を集め、詳
細な計画立案と業務遂行を果たしたとされる。その記録が、方観承撰『賑記』八卷（乾隆十九年自序刊）である。
この過程で八年十月直隸按察使（従三品）に昇任する。乾隆九年二月、大学士訥親に従い、浙江の海塘及び山東・
江南の河道を視察する。十月には直隸布政使（従二品）に昇任する。この際、方観承は乾隆帝への謝恩の為に陛見
を請うが、乾隆帝は「汝は朕の深知の人に係わる。但だ勉力實心に任事せよ。他に論すべきなきなり。且に必ずし
も來京すべからず。明年便に随って、即ち朕に見えるべきなり」と答え、すでにその信頼度が極めて高いことがう
かがえる。⁽³⁸⁾

その直後、十月十一日、上諭において乾隆帝は、豊年にあたる今において「急公慕義の人」に余剩米を捐輸させ
て備蓄して緩急に備えさせるため義倉を設置することを、当時の直隸総督だった那蘇図に対して早期に計画立案す
ること命じている。この時布政使方観承がほぼ主体となってその作業を行ったと思われる。のちに方観承は「乾隆
十一年より奉行して以来、士民咸な聖主の閭閻を籌裕するの徳意を知り、勇躍として輸將し己に成效を著わす」と⁽⁴⁰⁾

して成功を示し、各県では着々と義倉が作られた。そしてそれは、十八年の畿輔義倉の完成につながる。

(二) 署理山東巡撫・浙江巡撫

布政使任期中の十一年九月から十二年二月まで山東巡撫を署理するが、この時の上奏文が、方觀承のものとしてはじめて確認でき、『方恪敏公奏議』巻一「撫東奏議」に六件の奏摺が残されている。⁽⁴⁾数が少ないので逐一挙げると、(1)十一年十一月十二日、漕弊対策、(2)十一月二十日、盜匪対策、(3)十二月八日、この時期の物価上昇対策としての米穀などの囤積の禁止。(4)十二年正月十二日、山東省義倉についての建義をおこなう。方觀承が奏摺のあとに「義倉規條」八条を準備し、これはのちに畿輔義倉が完成したときの規條とかなり共通している部分がある。ちなみに山東省では実現した形跡はない。(5)正月二十一日、泰安府東平州の安山湖の認墾陞科案。結局陞科ではなく直隸省河川の河灘地の例のごとく徵租とし、貧民に耕作を許し、租は河工の經費とする。(6)正月二十一日、青州府の灤河の洪水対策をおこなう。署理とはいえ、巡撫として一省のトップにはじめて立った方觀承が提議した案件は、どれもちの彼の業績の原型となるものである。また、政治史的観点から見ると、清朝の体制下では、督撫となつてはじめてアジェンダが主体的に設定できることがよくわかる。

十三年三月、浙江巡撫(従二品、実質正二品)に昇任し、彼の疆臣としての正式な履歴はここから始まる。浙江省での業績は、特に海塘の処理とそれに伴う新しい耕地の開発および貧民への支給が特筆される。⁽⁴⁾また、海塘に關しては翌十四年三月に『甬浙海塘通志』の編纂を請い、許されている。⁽⁴³⁾

なお、浙江巡撫の任期中の、十三年八月、乾隆帝(および軍機大臣)はこの時期までの河工において功績のあつたがすでに高齢であつた高斌に対して、その後継者として張師載と方觀承の二人の名を挙げ、どちらが河務に適任

かを諮問している。高斌は、「才情を論ずれば方観承の方が優れているが、経験が浅い。誠実さを論ずれば張師載の方が南河治水の任にたえ、長く現場におり習熟しているので、張を現場に派遣して協弁させてほしい。この他には適任者はいない。」とのべている。⁽⁴⁴⁾ 乾隆帝のみならず、多くの官僚にも方観承の能力は認められていたことがわかる。

(四) 直隸総督

そして、十四年七月直隸総督(正二品、実質従一品)に昇任する。この時期は乾隆帝のいわゆる十大外征の開始の時期(乾隆十九年より)でもあり、直隸省は常に遠征の起点に当たり、また盛京・木蘭・東巡・南巡等の省内外の多くの行幸の起点ともなっている。「百務如雲而起」⁽⁴⁵⁾と称されるように、直隸総督は民政のみならず軍政にも多く関わり、さらにモンゴル等との関係も処理する必要がある、また旗人所有の旗地も省内に多く抱え、激務の官職であった。加えて方観承が直隸総督になった十四年に直隸河道総督は直隸総督の兼官となり河務をも掌握しなければならなかった。⁽⁴⁶⁾ もっとも現実には彼は七年に清河道になったときから直隸省河務に従事しており、また当初より各地の治水・水利調査に随行していたことは、既に述べたとおりである。ちなみに「直隸総督」は略称で、当時の正式官称では「兵部侍郎兼都察院右副都御史総督直隸等処地方軍務紫荆密雲等関隘兼理糧餉河道」(正二品)、兵部尚書銜が許されたのちは「兵部尚書都察院右都御史総督直隸等処地方軍務紫荆密雲等関隘兼理糧餉河道」(従一品)と称する。宮保が加銜された後は「兵部尚書」の部分「太子太保」などとなる。のち乾隆二十八年、最後に「兼巡撫事」が付帯される。

方観承が直隸総督となって、まず政策課題の上位に位置づけた問題は、永定河の治水問題であった。永定河治水

についてはすでに論じたのでここでは概要を示すにとどめるが、直隸総督就任直後に永定河の下口移動を提議して以来、十四年の初議は却下されたとはいえ、十六年、十九年に二度の下口移動を実現させている。乾隆帝は十五年段階で、補偏救弊の策に過ぎない、すなわち根本策ではないことを指摘し、「そのやり方で果たしてどうか」と問うている。方觀承はそれに対し「二十年のうちは無事保てるでしょう」と応えた。乾隆帝は「二十年過ぎたのちはどうなのか」と聞くと、方觀承は答えられなかった。しかし、乾隆帝は四十四年にこのことを述懐して、三十年間の河流は時ならず遷改したが、幸いに大患はなかった、としている。⁽⁴⁸⁾姚鼐は「その河務についての数十にわたる上奏文は、それに従えばそのたびごとに利があった。乾隆帝は常に方觀承が永定河治水において善策を為し、他人が同じやり方をしても到底及ばないことを歎じていた⁽⁴⁹⁾」と評したが、まさに現実の成果が机上の議論を圧倒したものであるといえよう。永定河以外にも子牙河⁽⁵⁰⁾、府河、黄河等の河川の治水も担当し、それぞれ成果を挙げている。この間、乾隆十五年三月三日、太子少保（従一品）を加えられている。⁽⁵²⁾

十七年七月十二日、山東布政使李謂が北省における錢貴対策を政策提案する。方觀承に対して上論が出され、対策が命じられる。彼の対策は一定の成果をあげたので、その後全省督撫に適用可能かどうか指示される。この事例でアジェンダを提案したのは、気骨の士李謂であるが、方觀承はこの難問に対して、根本策ではなく対症療法ではあるが、その時点で採りうる最善の策を提示したのではないかと評価できる。⁽⁵⁴⁾

十八年には、畿輔義倉が完成する。直隸全省で一〇〇五カ所、貯穀額は二十八万五千三百余石であった。基本的運営の考え方は民間主導によるもので、管理を担う倉正は郷耆中の端謹殷実の人を充当し、当時直隸省の地域社会で力を持っていた生監層は排除されている。配置は县城のような行政単位ではなく、市鎮などに置かれた。この政策構想の原型は彼が直隸布政使時代にすでに提案していることは上述の通りである。彼は施行細則である酌籌条規

とともに『畿輔義倉図』を進呈し、乾隆帝の嘉奨を得た。⁽⁵⁵⁾ ただ、直隸省の各地方志により、義倉のその後を追跡すると、そのほとんどは数年において廃止され、維持ができなかったようである。⁽⁵⁶⁾ とはいえ、この事業を失政とする記述は少なくとも史書上にはみえず、方観承の業績の一つとして顕彰されている。また、光緒『畿輔通志』の編纂にあたり、その輿地図上には、既にその痕跡も乏しかったであろう義倉の位置と名称が記された。少なくとも官・士大夫のレベルにおいては、良きものとして記録され続けている。十九年四月一日には太子太保（従一品）を加えられる。⁽⁵⁷⁾ またこの時期、彼は被災流民対策として留養局の設置を進める。その設置は士・商の捐銀によっている。⁽⁵⁸⁾

乾隆二十年九月二十五日、糧・馬の事務つまり兵站を担当するために軍営に派遣され、一時期直隸省を離れる。⁽⁵⁹⁾ この軍営は乾隆帝の十全武功の一つであるジュンガル遠征にともなうもので、この年の五月ジュンガル王国はすでに滅亡している。方観承の派遣は、一旦清朝に帰順したアムルサナが叛旗をひるがえしたあとの第二次遠征直後のもので、方観承は肅州からハミ、巴里坤に至り、軍営・糧場の諸務を処理する。雍正末年の現地経験を買われた起用であったと考えられる。なお、同日に軍機大臣・刑部尚書劉統勳が、軍の撤退を要求したことにより解任（翌年六月復職）されている。二十一年の正月直隸総督に回任する。⁽⁶⁰⁾

乾隆二十八年に至り、前年に起こった直隸省各属の水害の対策を行った際、天津付近の未対策を責められ、処分が議論される。しかし、乾隆帝は「論者は身を事外に置く。坐して言うは易く、起ちておこなうは難し」として不問に処す。⁽⁶¹⁾ のち、乾隆三十二年の直隸省の地方鑄銭局である宝直局の炉頭への余銅支給問題のなかでの乾隆帝の上諭に「戸部が議駁を行ったのは戸部左侍郎英廉と方観承に前の芥蒂（わだかまり）があり、故意に厳しく要求をしたのかと考えた」という事例には珍しく明示的にみられるが、圧倒的な実務能力と乾隆帝の信任によりはつきりと表に出ることはなかったとはいえ、方観承を面白く思わない政敵は当然存在していたであろう。

乾隆三十年、木綿事十六則を條挙し、解説を附した十六枚の『棉花図』を進呈する。その後乾隆帝はそれぞれに詩を賦し、方觀承の詩も附載して『御題棉花図』として完成する。⁽⁶³⁾十八世紀において展開していた華北の棉花生産についての貴重な史料となっている。

三十三年七月二十日、発病、自ら万寿節に出席できないことを奏報し、「来る必要はない。ただ静養して早い回復を期すように」との硃批を受ける。⁽⁶⁴⁾八月中旬にいたり、危篤に陥る。乾隆帝は十四日に太医羅衡を遣わし、十五日に直隸総督印務を楊廷璋に署理させることを命じた。⁽⁶⁵⁾十七日、卒す。七十一歳であった。死の知らせを聞き遺疏を受け取った乾隆帝は上諭において「朕心深く軫惜たり」と述べる。⁽⁶⁶⁾先例によった祭葬が賜られ、諡は恪敏とされた。⁽⁶⁷⁾四十一年、子の方維甸に内閣中書が授けられる。四十二年、周元理の題請により直隸名宦祠に入る。四十四年、乾隆帝御製の「懷旧詩」で五督臣の中に入る。⁽⁶⁸⁾五十一年賢良祠に入祀する。嘉慶十一年までに入祠した百人のうち一人である。⁽⁶⁹⁾

(五) 任官中のエピソード

以上、乾隆期に入り彼が官についてのちの事績を追ったが、宮中檔案や『清實録』『國史列伝』を中心としたいわゆる官撰の史料によったので、どうしても、方觀承が主というよりは、彼が皇帝に対して、清朝に対してどのような業績を残したか、という視点のみに偏った記述となっていることは否めない。

本節では、筆記に残された上記官撰史料にないエピソードを拾い、方觀承の乾隆期に入ってからからの人物像を多少なりとも補ってみたい。

1. 行政方面

官撰史料に見えない、方観承を主体とした政治・行政記述について、いくつかの筆記からみる。

ある年の春、乾隆帝が畿輔を巡幸していたとき、突然兵器をもった直隸出身の村民が行幸を犯した。乾隆帝は、「朕は毎年春秋に巡幸し、それが累を近畿の百姓に及ぼしていることは、もとより怨むべきことである。しかし、その二回でおこなう錢糧の減免も大きく、それでもその感を生じるにたらないとするか。おそらくは誰か首謀者が別にいるはずだ」と震怒した。方観承はそれを聞き騎馬で駆けつけ、地に伏して「臣方観承が奏明いたします。この人は保定府中の一瘋子（狂人）です」と大声で上奏した。乾隆帝が扈從の軍機大臣に諮問したところ「方観承は直隸に居ること久しく上奏するところも間違えありません」と叩頭して答えた。乾隆帝は瘋子のやったことだという処理を許し、定案となった。この時もし主犯の追及などを深く行っていたら、必ず多くの累が無辜に及ぶだろう、と多くの者が考えていたので、この方観承の処理は「以片語回天」として、彼の判断力と洞察力を顕彰する故事として世に伝えられたようである。⁽¹⁰⁾

別の事例を二つ。磁州で「逆匪」事件が起こったとき、方観承は三人の誅殺、七人の絞刑を上奏した。乾隆帝はこれに対して、方観承が売名の為に処分を緩くしているのではないかと疑い、一夕の間に十三本の廷寄で追求した。家人達は不安におののいたが、方観承は一切前議の訂正を行わず、ますます自らの判断を堅持した。犯人達を京師に護送し、九卿・軍機大臣が取り調べをしたが、方観承の上奏の内容と一字も変わらず、乾隆帝はこれ以後ますます方観承を重視するようになった。⁽¹¹⁾ また、直隸省で旱害と蝗害が起った際、乾隆帝が方観承の職務怠慢を責めたとき、司・道は一〇二の州県を弾劾して責を塞ぐすることを勧めたが、方観承はそれを不可とし自らの責とした。⁽¹²⁾ 以上は乾隆帝に追従することなく情理に基づき行政を遂行する姿を描いたものであるが、帝意に阿諛するばかりの乾隆末年の大官達とは明らかな対照をなしている。

最後に、これは乾隆帝の寵愛への甘えと単なる栄誉欲ともいえる故事を一つ紹介する。乾隆期、定制では文官の外臣には花翎（官帽につける孔雀の羽でできた飾り）を賜る例はなかったが、方觀承は古北口大関を故として花翎の下賜を請うた。乾隆帝は「爾のような侏儒にして、やはり花翎が欲しいか」と笑い、特に下賜した。⁽⁷³⁾

2. 人事・人材の発掘

姚鼐は「公（方觀承）は用人に明るく、ひとたび会ってともに語れば、すぐに才能の委任に堪えるところを知り、任務の難易・緩急にしたがって、委任すれば必ず妥当であった。」と述べているが、周元理（官至直隸總督・工部尚書）、李湖（官至湖南等巡撫）は彼に知県レベルの時に見いだされ、高官にのぼった事例である。

方觀承が乾隆元年の恩科である博学鴻詞を受験しなかったことは先に述べたが、『隨園隨筆』『隨園食單』等の著作で知られる袁枚はこの博学鴻詞を受験し不合格であった。のち乾隆四年の殿試で彼は進士となり、さらに翰林院庶吉士となるが、散館考試で成績が振るわなかったため地方に出され、江蘇省の首県である江寧知県をつとめている。⁽⁷⁴⁾ 方觀承はその治績について把握していたようで、乾隆十七年袁枚が陝甘總督黃廷桂の要請を受けて西安に赴く際、袁枚を直隸總督署に招き、当時直隸省の首県であった上述の周元理に対して、「袁は循吏である。江寧の省都を治めたが、よく心を民事に尽くした。きみたち首県に任ずる者は、師となすべきである。」⁽⁷⁵⁾ と言って袁枚を評価している。袁枚は「公は用人に長ず」とし、各々その人物の個性によって任務を使い分け、人は任務を進んでなし、その結果畿輔数千里への命令や指示は意のままに行われた、とする。⁽⁷⁶⁾

当時の官は、幕友を招聘するのが普通であった。幕友には行政の顧問と学術的顧問の二つの要素があったが、方觀承の場合、このうちの後者の錢塘の許瀆生⁽⁷⁷⁾と江蘇呉県の余蕭客⁽⁷⁸⁾、考証学者として名高い休寧の戴震、また趙一清⁽⁷⁹⁾の四名の幕賓が確認できる。

3. 家庭

妻は劉氏。塞外に祖父と父を訪ねている時、その父親と知り合い、彼は方観承と語ってその人物に大いに驚き、娘を嫁がせた。しかし子が無かった。そこで、浙江巡撫の時、南京に人を遣って一人の女子を買わせた。吉日を選んで室中におさめようとした。しかしその祖父が流寓時代に知己の詩人であることが分かるや金を与えて家に帰し、別の良縁を世話した。この逸話は徳のある話として、複数の筆記に伝えられており、その応報として六十歳にして側室の呉氏に男子が生まれたとする。その男子が方維甸である。⁽⁸⁰⁾方観承の生前、扈從に際して乾隆帝は方維甸を膝に抱き金絲佩囊を解いてそれを賜り、御医に命じて種痘を行つた。⁽⁸¹⁾方観承の死後、父と同様中書を賜つた。その後進士となり、その前後に軍機章京となつている。のち累官して閩浙総督となり、軍機大臣に召されたが母の病により至らず、天理教の乱が起こつた際、直隸総督を特に命じられるが、途上で鎮庄されたので引き返して守制した。嘉慶二十年死去。諡は勤襄。方観承の弟、方観本の子方受疇も捐納監生から累官して嘉慶二十一年直隸総督となる。⁽⁸²⁾死後、家に余財は無く、ただ書が数十笈あるのみであつたという。桐城と南京に家祠を建て義田をおいた。兄観永との同穴を遺命してゐた。⁽⁸³⁾

4. その他の著作

方観承の著作についてはここまでの記述においてほぼ網羅的に挙げたが、礼制関係の著作が漏れているので、ここに補足したい。

『壇廟祀典』（国会図書館等蔵）と『五礼通考』（東大東文研等蔵）がそれで、前者は乾隆二十三年自序刊で社稷壇から群祠にいたる直隸省の各祠廟について、一貫した礼制の解釈によりその祭祀の制度等を詳述・確定しようとしたものである。後者は秦蕙田との共編である。方観承は方苞に師事して礼を学んでおり、明代の「濮議」につい

ては、諸人の説は皆つくされてないが、「考」ないし「伯叔」と呼ぶべきでなく、「本生考」とすべきだ、とした。のち光緒帝の実父である醇賢親王奕譞が死去したとき、王を「皇帝本生考」と呼んだのは、方観承の説を用いたものであるとされている。⁽⁸⁴⁾

おわりに

「⁽⁸⁵⁾經濟之才」つまり經世済民を実行する才能に恵まれ、苦難から這い登って清朝の全盛期をその内側から支えた方観承の生涯を描いた。知識人としては、書・詩文も含め、科擧官僚以上にその素養を持っていた。これは、その天賦の才だけではなく出身一族である桐城方氏の家の環境が大きな要素であったことはいままでもないだろう。⁽⁸⁶⁾ 行政官としては、政策提案能力、立案能力、実行能力、ともに優れているが、特に後二者の能力、つまりある問題が発生した後にそれを政策課題化し、具体的に処理をする能力が特に顕著である。方観承は、その官歴の初期において軍機処章京としては枢機に触れたが、外転後結局中央に戻り枢機に直接関わることはなかった。彼が博学鴻詞の受験を放棄せずに翰林に入り、大学士・軍機大臣に至っていけば、どのような政治を行っていたか、また、一〇〇年後に生を受け、清末の難局に対峙していればどう対処したか、など、仮説設定すれば逆に問題が浮かび上がる。皇帝の独裁体制下では皇帝（ないしはそれに代わる者）の政治姿勢や能力が政治過程の極めて大きな要素となる。乾隆三十年ごろまでの乾隆帝の比較的柔軟な政治姿勢とその背景にあって清朝の安定をもたらした經濟の繁栄、これらの好条件に恵まれて方観承は様々な政策構想を具体化し、その力量を発揮することができた。したがって、その業績は乾隆帝のそして清朝安定期の治世に吸収され個人としては目立たないものになったともいえよう。

乾隆帝は乾隆四十四年、「懷旧詩」で、方觀承の事を以下のように詩にした。

以書記見用 書記を以て用いらる

古有今則無 古有るも今則ち無し

有之祇一人 之有るは祇(た)だ一人

曰惟觀承夫 曰く惟(こ)れ觀承のみ

夙稱習政事 夙に稱す政事に習れ

銓曹尤著譽 銓曹 尤も譽れを著すと

出而為監司 出でて監司と為り

洊升撫与督 洊升して撫たり督たり

在直二十年 直に在ること二十年

勤幹実有余 勤幹すること実に余り有り

永定籌補直 永定 籌補するは

難為永逸図 永逸の図を為し難し

然僅能如此 然れども僅かに能く此のごとく

誠亦蒿目予 誠に亦た蒿目せり

徒以莅任久 徒(た)だ莅任の久しきを以て

稍与姑息俱 稍(ようや)く与に姑息なるも

未至大狼藉 未だ大狼藉に至らず

何必吹求吾 何ぞ必ずしも吹求せんや

成全良臣多 成全して良臣多し

詎非佳事乎 詎ぞ佳事に非ざらんや⁽⁸⁷⁾

この詩が作られた乾隆四十四年は、おりしも方觀承が抜擢した官僚であり、時の直隸總督であった周元理が井陘知県の勒索を上訴した民を罰することを上奏したため、乾隆帝の怒りを買って直隸總督を解任された年である。この詩において乾隆帝は全体として方觀承を評価しつつ、官の綱紀の乱れを、帝自らの治世の質ではなく、方觀承の直隸總督の任が長かったことに帰そうとしている。確かにそのような要素もあったのであろうが、その死の十年後にこのように評価することには多少の無理がある。すでにこの時期にはのちに清朝の桎梏となる官僚の腐敗がその治世をおびやかすものになりつつあったのだらう。

この懐旧詩で採り上げられた臣下は、福敏・朱軾・蔡世遠（三先生）、鄂爾泰・張廷玉・傅恒・來保・劉統勳（五閣臣）、兆惠・阿里衮・明瑞・舒赫德・岳鍾琪（五功臣）、梁詩正・張照・汪由敦・錢陳群・沈德潛（五詞臣）、黃廷桂・尹繼善・高斌・方觀承・高晋（五督臣）。いずれも、乾隆前半期の政治史を飾った人物達である。鄂爾泰・張廷玉のような雍正帝の遺臣たちが引退・または死去した乾隆十年代から、乾隆帝自身の政治が始まったと言えようが、この時代を支えたのが、乾隆帝自らが抜擢した股肱の臣下たちであり、その一人が方觀承であった。彼らの死後、乾隆帝の政治の迷走がはじまるのである。

注

- (1) この点についての問題提起は、拙稿「乾隆末年における小銭問題について」『九州大学東洋史論集』三一号、二〇〇三年、において行った。ただそこで最後に「中国社会は既に一君主が全てをコントロールできる規模でも社会システムでもなかった」と表現したのはいささか粗雑な言い方で、問題は、木下鉄也『清朝考証学とその時代』（創文社、一九九六）にいわれるように、その独裁的な君主の統治の志向に被統治者（万民）が自発的に呼応するか否かにあると考えた方がよい。双方がうまく調和すれば広大な地域も十分統治が可能になるのである、乾隆末年は調和に欠いてたと考えた方がより事態を説明できるのではないかと考える。
- (2) 方観承『燕香集』下、「通州感懷」に「余戊寅八月十日を以て通州に生まれる。大父の官の中書に在る時なり」とある。Arthur W. Hummel *Eminent Chinese of the Ch'ing Period*, US Government Printing Office, Washington, 1943, pp. 233-235 (Fang Chao Ying 執筆) も祖父方登嶧が内閣中書をしていたときに通州にうまれた、とする。
- (3) 桐城方氏の家系および南山集の獄については、大谷敏夫「戴名世断罪事件の政治的背景—戴名世・方苞の学との関連において—」『史林』六一—四、一九七八年、参照。
- (4) 字は孝標、号は樓岡。順治六年の進士。官は弘文院侍読学士。『南山集』中に引用された孝標撰の『滇黔紀聞』に大逆等の語があるとされ、戮尸された。（闕名撰『記桐城方戴両家書案』、馬其昶『桐城耆旧伝』方氏三詩人第七十五）
- (5) 字は覺宗、貢生。官は工部都水司主事。詩を善くし、著作に『依園詩略』、『星硯齋存稟』、『垢硯吟』、『葆素齋集』、『如是齋集』（いずれも『述本堂詩集』十八卷、内閣文庫蔵、『四庫全書存目叢書補編』所収）がある。『清史列傳』卷七十一、『國朝善獻類徵』卷百四十三）
- (6) 字は屋源、康熙四十八年の進士。官は内閣中書。詩・絵画に秀でていた。子は観永・観承・観本の三人。四十二歳で卜魁（現在の齊齊哈爾）で死去。著作に『陸塘詩稿』、『出関詩』、『龍沙紀略』（いずれも注(5)前掲『述本堂詩集』所収）、『易說』がある。（馬其昶『桐城耆旧伝』方渥源・汪朴巢二公伝第八十九）
- (7) 注(3)前掲、大谷論文参照。
- (8) 馬其昶『桐城耆旧伝』方恪敏公伝第九十三。袁牧『隨園詩話』のち、方観承は清涼山寺を修し、この時の恩に報いたという。
- (9) 以上の描写は黒龍江省地方志編纂委員会「黒龍江人物伝略」（一）黒龍江人民出版社、一九八八年、「方観承」（李興盛執筆）による。内容的には以下注(23)で紹介する詩集の序跋からのものである。また、この卜

魁在留中の方観承の筆記が『卜魁風土記』(『小方盡齋輿地叢鈔』所収)である。なお、この時期の奉天督学は奉天府丞。

- (10) 徐珂『清稗類鈔』孝友類、「方恪敏迎父骸骨」には父の死後、その消息を聞いた方観承が徒歩塞外に至りその骨を持ち帰った、との記事を載せる。また、注(8)前掲『桐城耆旧伝』方恪敏公伝第九十三、には、祖父母・父母とも関外に仮に埋葬した状態であったので、方観承はのち雍正末年に平郡王邸に寓居していたとき、毎年必ず遠望して哀泣していたが、その姿をみた平郡王が意に感じ、流刑先で死亡し余罪が無い者について郷里に帰葬することをゆるすことを請う上奏を行い雍正帝はそれをもとめた、とある。

(11) 注(8)前掲『桐城耆旧伝』方恪敏公伝第九十三。

(12) 姚鼐「方恪敏公家伝」(『碑伝集』卷七十二)、『国朝著猷類徴初編』卷一百七十五、疆臣二十七、所収)

(13) 海昌の陳勇南と仁和の沈椒園が雍正丁未(雍正五年)の会試を受けるため、一台の車に乗って北京に向かっていた時、毎日一人の少年が車のあとにしたがって歩いているのを見た。異として彼に問うと、桐城方氏の子息で、親を塞外へ尋ねようとしているが、資が乏しいので徒歩であると言った。二人は、観承の孝心を憐れみ、車に乗せてあげようとしたが、車が狭く三人は乗れないので、三十里ごとに交替で乗ることにした。

二人は観承と北京でわかれた。二十年後、陳勇南が雲南の知府に任命され、また沈椒園が山東按察使に任命され、ともに入観しようとしていたが、途中突然直隸総督の差官が出迎え、是非お迎えしたいといったので、総督署に至って会ってみると、思いもかけず方氏の子すなわち方観承であった。三人は再会を喜んで握手をし、宴会を開くこと十日間、「車笠之交」として一時の美談となった。(陳其元『庸間齋筆記』卷十、「方敏恪公軼事」)

(14) 方観承が北京に向かう途中直隸省にいたり荷物を盗賊に奪われ、知古を頼りに保定に着こうというとき、白河で大雪に遭い、古寺の外で凍えて倒れてしまった。その寺の僧が、観承が雪の中に倒れているのを見つけた。僧は観承を助けおこして温めると、観承は蘇生した。観承と僧はお互いに意気投合し、数ヶ月寺にとどまった。寺には以前ある老僧がおり、金石を多く蓄えていた。老僧が死亡したのち、それを管理する者がいないので、売りに出すことにして、観承がそれを託された。保定の直隸総督署の前で店をかまえて売ろうとした。総督が外出しようとしたとき、その先導役が、観承が店を片づけることが遅れたことに怒り、観承にひどく鞭を加えた。観承は憤慨して店を捨て去り、北京に向かった。(徐珂『清稗類鈔』知遇類、「方観承一生知遇」)

(15) 朱彬『游道堂集』卷四。なおこの盧家巷の話には別

ヴァージョンがある。徐珂『清稗類鈔』知遇類、「方觀承一生知遇」には、訪ねた親戚の家は寧波になっている。また、肉屋を助けた話には、「先生は士族ですから、必ず書はできませんが、算術の方はいかがでしょうか」と尋ね、方觀承は帳簿の整理をしており、本文中の逸話よりも経済的才能を強調するものとなっている。肉屋の娘は五歳で、出発は六日など細かい点の違いもある。また後日譚には「寧波の肉屋を招いて三千金を与えて改業させ、娘には良縁を世話した」とあり、朱彬の逸話とは異なり大団円となっている。

(16) 「罪人の子」という方觀承の自称表現は、注(14)前掲の徐珂『清稗類鈔』知遇類、「方觀承一生知遇」の中に見える。(注(58)参照)筆記の記述である以上彼が本当にそう言ったのかははっきりしない。ただし、たとえフィクションであったとしても、そういう発言をすることが不自然ではなかったとみなされているとは言える。

(17) 岸本美緒「清代における『賤』の観念―冒捐冒考問題を中心に―」『東洋文化研究所紀要』一四四号、二〇〇三年、には、このことを考察するための重要な論考である。注(15)に示したように、肉屋は改業するのによい方向である、という記述も注目される。

(18) 大木康『不平の中国文学史』(筑摩書房、一九九六)

参照。

(19) 彼の書は日本においては京都国立博物館に所蔵されている。『京都国立博物館蔵品図版目録 書跡編 中国・朝鮮』(京都国立博物館、一九九六)の二二〇「尺牘卷 方觀承 一卷」。内容は弟方觀本に宛てた手紙である。書かれた年はおそらく閏七月がある乾隆三十二年であろう。『皇清書史』卷十四は、『國朝書品』を引いて、「方觀承行書佳品下」とする。『昭代名人尺牘小伝』卷二十、にも彼の書載せる。また、彼の全身画像(乾隆三十四年吳滄作、天津市歴史博物館蔵)は、『中国古代書画図目』八(文物出版社、一九九〇)にある。蕭穆『敬孚類稿』卷九、「記方恪敏公画像」は、南京の長孫方董之の自宅にあった方觀承の画像について「公は身長にして、面は黃黑、面上は圓にして下は稍々鋭く短し。鬚眉は均しく疏にして濃からず。宛なること郷間の一老書生のごとし」とする。

(20) 『述本堂詩統集』の姚鼐の序(嘉慶十四年)。方觀承とは同年の杭世駿『詞科掌錄』卷八に、「問亭有用世之才、辞藻煥發」とある。

(21) 注(9)前掲、「黒龍江人物伝略」(一)「方觀承」。また張維屏『聽松廬詩話』は、在黒龍江時に兄を憶い詠んだ詩について、「令人不覺愀然動容也」とする。

(22) 徐珂『清稗類鈔』恩遇類、「世宗召見布衣方觀承」、李富孫『鶴徵後録』。

(23) 『東閩剩稿』一卷、『入塞詩』一卷、『懷南草』一卷、

『豎步吟』一卷、『叩舷吟』一卷、『宜田彙稿』一卷、『看鷺詞』一卷、『松漠草』一卷(注(5)前掲)『述本堂詩集』十八卷、所収、『微香集』一卷、『燕香集』二卷、『燕香二集』一卷(『述本堂詩統集』五卷、『四庫全書存目叢書』、『四庫全書存目叢書補編』所収)、『卜魁竹枝詞』一卷(『叢書総録補編』所収)、『東西家』、『清詩鐸』卷二十、不悌)。具体的には、『懷南草』に、武昌・岳州・洞庭湖が詠まれ、『豎步吟』には康熙六十一年に南京から北上して奉天に行き京師へ帰る際に詠まれた詩が集められ、『宜田彙稿』には、錢塘江・西湖・杭州・蘇州・鎮江等が詠まれている。

(24) 以下は平郡王の知己となる逸話。北京につくと紫禁城の東華門外で、文字占いをして旅費や生活費を捻出した。その時たまたま平郡王の輿が通りかかり、店の宣伝文句に書かれた字をみて、これはよいと思ひ誰の字なのか訊ね、方観承の字であることを知った。そして招いて書記とし礼遇した。その後藩邸の對聯はすべて方観承の手からなつた。雍正帝が平郡王邸に臨幸した時その字を見て、誰の字か訊ねられ、王は方観承の名を答えた。雍正帝は方観承を召見し、中書銜を与えた。(徐珂『清稗類鈔』知遇類、「方観承一生知遇」平郡王福彭については、戴逸『乾隆帝及其時代』(人民大学出版社、一九九二)に曹雪芹との關係を中心に

論じられている。

(25) 『小方壺齋輿地叢鈔』新疆、『古今遊記叢鈔』卷四十五、中央民族学院図書館編『甘新遊蹤彙編』(一九八〇油印)に所収。なお、『甘新遊蹤彙編』本には呉豊培の跋を附す。

(26) 『宮崎市定全集一四 雍正帝』岩波書店、一九九一年。

(27) 朱彭寿『旧典備徵』卷四、「漢大臣不由止途出身者」によれば、雑途出身で一品・二品に至つた者は、康熙から道光までで僅かに三十六人である。ただし、方観承の場合は任官後の監生資格であるから、まったくの布衣からの任官であり、捐納等で得た例監生などの資格をもって任官した他の者の事例とは異なり、ほぼ唯一の例と言つてもいいかもしれない(後考に俟つ)。

なお、康熙期などに布衣より三品服を賜り、のち翰林学士に至つた例や朱彝尊等が布衣より史館に入った例(各々陳康祺『郎潜紀聞初筆』卷六「布衣賜三品服」、卷九「四大布衣」)があり、さらに咸豊以後は「国家多難」により、諸生・布衣から破格の抜擢で督撫に至る者は多かつた。また、趙慎畛(一七六一〜一八二五)は「わが朝で書記を以て起用され大員に至る者は、惟だ桐城の方恪敏一人のみ」(趙慎畛『楸果雜識』下卷、「方観承」とし、『清史稿』卷一百九、志八十四、選舉四、薦擢は、方観承を数少ない事例として特記して

いる。

(28) 注(24)参照。および『述本堂詩集』の陳兆崙の序。

(29) 梁章鉅『樞垣記略』卷十八、題名四、「漢軍機章京」

(30) 具体的事例は、硃批奏摺や軍機処檔案に残された乾隆初年の銭貴についての多くの議論を紹介した拙稿

「乾隆九年京師錢法八条の成立過程およびその結末—乾隆初年における政策決定過程の一側面—」『九州大學東洋史論集』二十三号、一九九五年、を参照。

(31) 『樞垣記略』、卷二十七、雜記、に「方恪敏公父子は皆に名臣にして、その初め皆に樞曹より起家す。後進は之を仰ぐこと山斗のごとし。今円明園滿章京直房の壁間に恪敏の墨蹟一紙有り、八・九十年を閲するも、尚ほ珍護にして新たなるごときなり。」とあり、これは方觀承が軍機処に残した痕跡の一つである。「父子」とあるのは子の方維甸も軍機章京に任じたためである。「山斗のごとく」尊敬された背景には、庶吉士から翰林院という従来からのエリートコースとは別の道、軍機章京からのエリートコースがそこに位置する者の自尊とともに形成されていたことをあらわすと思われる。とはいえ、梁恭辰『北東園筆錄三編』「方勤襄公」には、方維甸が、子の方伝穆が編集になる前、家門は鼎盛であるが皆が翰林出身でないことを残念に思っている、という記述があり、やはり漢人知識人にとって、翰林の地位の清貴性はゆらぐことが無かったようだ。

(32) 『皇朝經世文編』卷二百十、直隸河工、直隸總督高斌「永定河河工疏」

(33) 光緒『順天府志』卷四十一、河渠志六、河工二、永定河。

(34) のち乾隆十八年、道員は正四品に固定化されるが、この時期は任用の道によって、正四品と従四品が分かれていた。清河道がこの時期どちらであったかは不明。

(35) 『高宗実録』卷一百八十一、乾隆七年十二月。

(36) 『中国第一歴史档案館藏清代官員履歷档案全編』一、履歷片、には方觀承に対する乾隆帝のコメントとして「妥当明白之材」と記されている。

(37) 乾隆八九年の賑恤対策についてはPierre-Etienne Will *Bucourratie et Famine en Chine au 18e siècle*. Paris: Mouton, 1980. 参照。

(38) 『高宗実録』卷二百十、乾隆九年二月己酉。

(39) 『高宗実録』卷二百二十九、乾隆九年十一月。

(40) 方觀承「義倉奏議」、また「方恪敏公奏議」卷五。

乾隆十八年二月十九日奏摺。

(41) 署理山東巡撫時、浙江巡撫時の方觀承のその他の奏摺は、中国第一歴史档案館に所蔵されている。

(42) 『方恪敏公奏議』卷二、「撫浙奏議」、乾隆十三年九月初三日「文壘海塘新漲沙塗」、同日「查辦海塘善後事宜 條款附」等。なお、上田信「地域の履歴—浙江省奉化県忠義郷—」『社会経済史学』四九—二、一九

八三年、によれば、清代に入ってから王朝による海塘の整備が進んだとするが、この時期に行われた事業はその指摘と符合する。

(43) 乾隆十六年『勅修兩浙海塘通志』二十卷首一卷、として刊行される。方觀承の序あり。

(44) 『高宗実録』卷三百二十二、乾隆十三年八月庚寅。

(45) 袁枚「太子太保直隸總督方恪敏公觀承神道碑」(『碑伝集』卷七十二)、『国朝耆獻類徵初編』卷一百七十五、疆臣二十七、所収)直隸總督についての概説書としては、黎仁凱等『清代直隸總督与總督署』(中国文史出版社、一九九三)がある。

(46) 『宮中檔乾隆朝奏摺』第一輯から第三十一輯、および『方恪敏公奏議』卷三から卷八までに残された方觀承の奏摺は約一三五〇件、うち何等かの形で河工にかかわる奏摺は約一八〇件で、全体の一三%に及ぶ。方觀承関連の檔案については、上記の他、中国第一歴史檔案館の硃批奏摺、軍機処録副(目録によれば一六三〇件)、内閣題本、台湾中央研究院蔵の『明清檔案』の題本、故宮所蔵軍機処録副がまとまったものとして存在する。その他、広文書局出版の『乾隆廷寄』は、実は方觀承に宛てられた軍機処字寄であるが、その原本の所在は不明。北京の国家図書館(善本室)蔵の『述本堂奏議』は請安摺も含んだ方觀承の奏摺を集めた鈔本。十五冊目から二十五冊目までの残十一冊であ

り、乾隆十九年七月四日から乾隆二十四年八月二十五日までである。序・跋ともに欠いているので編纂者や編纂の目的等は不明。

(47) 拙稿「清中期直隸省における地域経済と行政―永定河治水を中心として―」川勝守編『東アジアにおける生産と流通の歴史社会学的研究』、中国書店、一九九三年。

(48) 『御製詩四集』卷五十九、「懷旧詩」。

(49) 注(12)前掲、姚鼐「方恪敏公家伝」。

(50) 拙稿「清代直隸省の治水政策―乾隆前期の子牙河治水を中心として―」(近刊)

(51) 方觀承は乾隆十六年末から十七年にかけて、長垣県・東明県で起きた黄河氾濫による水害対策を行う。『方恪敏公奏議』卷四、畿輔奏議、明清時代の直隸省(明代は北直隸)の行政区域が黄河の氾濫原まで南方のびているのは、黄河治水を中央が直轄しようという意図である可能性がある。

(52) 『高宗実録』卷三百六十、乾隆十五年三月丙午。なお、加銜の理由は「節制宣勞、才獻練達」。

(53) 『宮中檔乾隆朝奏摺』第三輯、乾隆十七年七月十二日、山東布政使司布政使李謂奏摺。

(54) 拙稿「乾隆初期の通貨政策―直隸省を中心として―」『九州大学東洋史論集』十八号、一九九〇年、同「乾隆初期における銅錢流通の地域差について―檔案史料

を中心として―(上)(下)『専修大学人文科学研究
所月報』一七七・一七八号、一九九七年、参照。

(55) 畿輔義倉については、村松祐次「清代の義倉」『一
橋大学研究年報 人文科学研究』一一号、一九六九年、
がその概略を明らかにする。

(56) 比較的近い時代に編纂された乾隆(四十四年刊、章
学誠撰)『永清県志』巻九戸書第二は、永清県に設置
された四つの義倉のうち、三つは廃され、地基を残す
のみである。現存している「北路義倉」は豊年に捐に
より備蓄している、とする。光緒『順天府志』巻五十
五、經政志二、「倉儲」は、各県の義倉をすべて列記
しているが、皆廃止されたとする。乾隆年間には部分
的に維持する努力は続けられたようである。

(57) 『高宗実録』巻四百六十、乾隆十九年四月庚辰。加
銜の理由は「宣力中外、夙夜靖共、嘉乃純勤、宜加頭
秩」。なお『国史列伝』ならびにそれをもとに書かれ
た伝記は、乾隆二十年四月とするが誤り。中華書局版
『清史列傳』(王鍾翰点校)の校勘記は、原本の三十年
を二十年に改めるが、典拠とした実録の記事が取り違
えられており、結果として誤っている。

(58) 留養局設置に関する逸話も残されている。「(流寓時
代、方観承は)杭州に至り、西湖に通りがかると、数
十人の人が星士を囲んで人相を談じていた。星士は観
承をちらと見ると、にわかにか机を離れて拱手して、

『貴人至れり』と言った。方観承がひやかされたと思
い、まじめな顔で『私は人相占いなどしてもらうつも
りはありません。からかわないでください』という
と、星士は『ここでは深く語り尽くせません。場所を変え
ましょう』と、いって占いの道具をかたづけ、小さな廟
に入り、観承を座らせてうやうやしく、『私は江湖を
渡り歩いて数十年。人相もずいぶん見てきましたが、
一度もはずしたことはありません。あなたは、いつの
日か官途につき、さらには総督にまで到るでしょう。
惜しむらくはその終わりを全うできないことです。今、
官星はすでに現れています。すぐに北京に行きなさい。
きつと機縁があるでしょう』といった。観承は『罪人
の子で出世の道が無いこの私にたとえ機縁があるとし
ても、日々の食にも苦しむこの身、どうやって北上す
ることができましょうか』すると星士は宅から二〇金
を持って来て観承に贈り、一枚の紙に人名を書き、
『他日、陝甘をお治めになられるとき、ある總兵が軍
機を誤り斬刑に擬せられる事がありましよう。その際
その者を是非助けてください。それが私への恩に報い
るということになります』と頼んだ。……(中略)
……観承はその後累進して『貴人』となった。……
(中略)……観承は星士の『終わりを全うできない』
という言葉を気にしていたが、ある時星士を直隸総督
署に招き、免れる方法を聞いた。星士は『これは決ま

っていることです。ただ、おおいなる善事をなし、千人の命を救えば、天を動かすことができるでしょう」といった。観承は旧案をあまねく調べ、直隸全省で流民が道すがら横死すること、多い年には数百におよぶことを知り、留養局を設けてこれを救おうと考えた。観承は既にそのことを心に決めたが、まだ口にはださなかつた。翌朝、星士に会うと『あなたの満面によい光が満ちています。必ず大きな功徳があるでしょう。ただ刑を免れるだけではなく、御子孫も累代繁栄するでしょう。どうしてこのようになったのでしょうか』と言った。観承は先ほどの考えを星士に伝えた。また、上奏して実行した。のち、陝甘の軍営の事が明らかになった。二人の督撫と一人の將軍が処罰され、観承も連座したが、特旨により許された。(徐珂『清稗類鈔』知遇類、「方觀承一生知遇」) 蕭穆『敬孚類稿』卷十四、「記方恪敏公軼事二則」、に上記の原型と思われる逸話があり、揚州の塩商宅、また浙江某官署での食客時に、二度その異相を指摘されている。

(59) 『高宗実録』卷四百九十七、乾隆二十年九月丙申。

(60) 光緒『畿輔通志』卷三十、職官六、には「二十一年三月於山東恩恩接駕回任」とある。この時期(二月十三日)四月初一日)乾隆帝は孔子廟に二度目の巡幸している。

(61) この件については拙稿「明清期畿輔水利論の位相」

『東大東洋文化研究所紀要』一二五、一九九四、を参照。方觀承自身は処分を免れたが、天津關係の三人の満州人官僚が流放された。直隸省では、旗人の利害に関する問題が多い。森田明「清代直隸の清河治水と千里長隄—文安隄工における旗人問題を中心に—」『九州産業大学国際文化学部紀要』第十一号、一九九八、には県レベルでの旗地所有・管理者と官の争いが描かれる。

(62) 『高宗実録』卷七百九十三、乾隆三十二年八月丁亥。英廉は乾隆十五年永定河の工事を誤り、永定河道を革職となっている。(『国朝耨類徵』卷二十四)

(63) 『方恪敏公奏議』卷八、畿輔奏議、乾隆三十年四月十一日「恭進棉花図冊」、乾隆三十年七月十六日「恭繳棉花図冊並叩謝天恩」。『棉花図』は各所に拓本が蔵されており、印刷物としては一九三五年滿州棉花協會が訳出版(訳者・吉川幸次郎)したもの、またその絶版後、一九四一年七月に財団法人日本棉花栽培協會がリプリントしたものがあつた。棉花図は中村哲『中國社会史研究序説』(法律文化社、一九八四)に紹介されている。のち嘉慶十三年、嘉慶帝により『欽定授衣広訓』二卷として再刻刊される。

(64) 『宮中檔乾隆朝奏摺』第三十一輯、乾隆三十三年七月二十六日、直隸總督方觀承奏摺。

(65) 『起居注冊』乾隆三十三年歲次戊子八月上。

(66) 『高宗実録』卷八百十七、乾隆三十三年八月壬申。

(67) 『高宗実録』卷八百十八、乾隆三十三年九月甲午。

(68) 『御製詩四集』卷五十九、古今体三十七首、己亥五、五督臣五首。

(69) 趙慎珍『榆巢雜識』上卷、「賢良祠」。賢良祠は雍正八年七月に建てられ、白馬関聖廟の側らにある。現在の地安門付近。

(70) 陳康祺『郎潜紀聞四筆』「方觀承片語回天」、梁恭辰『北東園筆錄』卷一「方恪敏公片言回天」。なお陳康祺は乾隆帝の治下、国家全盛の時に、手に武器を行幸の列に衝突するなど、狂人でなければ行わなければならない、として評察を行わなかった彼の判断力を評価しているが、それが事実であったかどうかは不明。

(71) 注(45)前掲、袁枚「太子太保直隸總督方恪敏公觀承神道碑」・注(12)前掲、姚鼐「方恪敏公家伝」。彼らは、それぞれ「逆匪為乱」・「逆民為乱」と表現する。これらの伝記では期日が記されていないが、『高宗実録』で該当するのは、乾隆二十七年六月二十六日に正定府の兵丁が拾った紙包のなかの字帖に書かれた文字が「悖逆」であったことから始まった事件である。方觀承が七月六日にこの件について上奏を行い、その日上諭が下されて以来、二十六日までの二十日間に十五本の関連上諭を確認することができる。『高宗実録』卷六百六十六、六百六十七、最初の廷寄は『乾隆廷寄』

で確認でき、十日に兵部加封で出されている。以前の孫嘉淦偽稿事件、のちの割辦案に比すべき乾隆帝の非常に敏感な反応は注目し値する。『高宗実録』では結論は曖昧にされているが、実際には伝記に伝えるような結末をみたのであろう。

(72) 同上、袁枚と姚鼐の碑伝。

(73) 昭槱『嘯亭統録』卷一、「外官賜花翎」。

(74) アーサー・ウェイリー「袁枚」(加島祥造等訳、平凡社東洋文庫六五〇、一九九九年)

(75) 注(45)前掲、袁枚「太子太保直隸總督方恪敏公觀承神道碑」。

(76) 同上。易宋夔『新世説』卷一。その他、注(58)前掲『敬字類稿』卷十四、「記方恪敏公軼事二則」、後に直隸總督となる周元理・楊景素であると考えられる人物の官歴を予測し、彼らが知県・知府の時に直隸總督の公務を見学させていた、という逸話、直隸按察使裴宗錫の将来の大成を見越し、死の間際に子の方維甸の今後を託し、裴の娘と方維甸の婚姻を請うた、という逸話が挙げられている。

(77) 梁恭辰『北東園筆錄三編』「杭州許氏陰徳」。

(78) 支偉成『清代樸学大師列伝』呉派経学家列伝第四「余蕭客」。その名声を聞いた方觀承により特に保定に招かれ、『畿輔水利志』の編纂に従事した。

(79) 乾隆三十三年、方觀承の招聘に応じて『直隸河渠書』

『中国史学叢書』三編、所収)を編纂した。未完成のうちの方観承が没したが、嘉慶年間王履泰が自著と偽り『畿輔安瀾志』(国会図書館蔵)として皇帝に奉った。『直隸河渠書』は趙一清の著作とも擬されたが、段玉裁は戴震の著作と断じている。以上は梁啓超『清代學術概論』(小野和子訳注、平凡社東洋文庫二四五、一九七四)の訳注(一一一頁)参照。ただ、『清史稿』卷四百八十五、は趙一清が草稿を書き、戴震がそれを要刪したとする。

- (80) 注(12)前掲、姚鼎「方恪敏公家伝」、注(8)前掲『桐城耆旧伝』方恪敏公伝第九十三、陳康祺『郎潜紀聞初筆』卷二、「方恪敏公不納故友孫女為妾」、陳康祺『郎潜紀聞四筆』「方観承逸事」。
- (81) 吳振棫『養吉齋余録』卷八。
- (82) 注(8)前掲『桐城耆旧伝』方恪敏公伝第九十三。
- (83) 同上。
- (84) 姚永樸『旧聞隨筆』卷四、「方恪敏公父子」。
- (85) 『薇香集・燕香集・燕香二集』姚鼎の序(嘉慶十四年)。
- (86) ブルデューの「文化資本」が想起されよう。中国史への応用は伊原弘・小島毅編『知識人の諸相—中国宋代を基点として』(勉誠出版、二〇〇一)を参照。
- (87) 『御製詩四集』卷五十九、古今体三十七首、己亥五、五督臣五首。四行目の夫、十一行目の苒、十四行目の

予、十六行目の俱、十八行目の吾、は韻字で意味は無く、古代文学風の表現である。十一行目の韻字は段落の変わり目をあらわす。なお、この詩の韻字の使い方もまた読解にあたっては専修大学文学部の松原朗教授のご助言をいただいた。

キーワード 知識人、士大夫、官僚制、乾隆期の政治、方観承

The Life and Era of Fang Guancheng

TO Takehiko

Key words: Intellectuals, Scholar-officials, Bureaucracy, Politics in Qianlong period, Fang Guancheng

This article attempts to throw light on the political features of the mid Qing period by studying the life of Fang Guancheng, a scholar-official who was renowned in the region of the Qian-long Emperor.

Fang Guancheng belonged to the celebrated Fang family of the Tong-cheng County. His grandfather and father were involved in the literary inquisition of the work referred to as *Nan-shan ji*, and they were banished to Bu-kuai in the Heilongjiang province. In order to support them, Fang Guancheng frequently visited Bu-kuai on foot from his house in the Nan-jing. This challenging experience exposed him to the difference in manners and customs between North and South China, which helped him become a faithful and efficient official.

In 1735 Fang Guancheng was appointed as the secretary of the Grand Secretariat although he did not possess the requisite degree. Finally, in 1749, he was promoted to the post of governor-general of Zhili. During his sojourn in Zhili province, he undertook various river improvement projects, which were great successes. The Qian-long Emperor had confidence in his civil-administration ability. He was also famous as a poet. A considerable amount of his writings has survived and has been handed down to us.

In the eighteen century, under the reign of the Qian-long Emperor, China enjoyed a glorious period. Fang Guancheng and his colleagues, appointed by the Qian-long Emperor himself at the beginning of his reign, supported his politics. However, after their death in the 1770 s, confusion arose in the Chinese political scene.